

秋田県・市町村協働政策会議総会次第

日時 平成30年5月22日（火）
午後3時～午後5時
場所 秋田県市町村会館 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）市町村提案について

- ①森林環境税（仮称）導入に伴う「新たな森林管理制度」の創設に係る協働について
（町村会） 【資料1】

（2）県提案について

- ①人口減少の急速な進行を見据えた県と市町村の協働・連携、市町村間連携のさらなる
強化について 【資料2】

（3）県からの説明・報告事項について

- ①健康寿命日本一に向けた取組に関する依頼事項 【資料3】
②ツキノワグマの被害防止対策について 【資料4】
③第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンについて 【資料5】
④コンパクトなまちづくりに関する取組について 【資料6】
⑤県警察の重点取組事項に関する協力依頼等について 【資料7】

（4）前回の協働政策会議のフォローアップについて 【資料8】

（5）その他

4 閉 会

秋田県・市町村協働政策会議総会出席者名簿

市町村

No.	役 職 名	氏 名
1	秋田市長	穂 積 志
2	能代市長	齊 藤 滋 宣
3	横手市長	高 橋 大
4	大館市長	福 原 淳 嗣
5	男鹿市長	菅 原 広 二
6	湯沢市長	鈴 木 俊 夫
7	鹿角市長	児 玉 一
8	由利本荘市長	長谷部 誠
9	潟上市長	藤 原 一 成
10	大仙市長	老 松 博 行
11	北秋田市長	津 谷 永 光
12	にかほ市長	市 川 雄 次
13	仙北市長	門 脇 光 浩
14	小坂町長	細 越 満
15	上小阿仁村長	小 林 悦 次
16	藤里町副町長	佐々木 和 繁
17	三種町長	田 川 政 幸
18	八峰町長	森 田 新一郎
19	五城目町長	渡 邊 彦兵衛
20	八郎潟町長	畠 山 菊 夫
21	井川町長	齋 藤 多 聞
22	大潟村長	高 橋 浩 人
23	美郷町長	松 田 知 己
24	羽後町長	安 藤 豊
25	東成瀬村長	佐々木 哲 男

関係団体

No.	役 職 名	氏 名
1	秋田県市長会事務局長	柿 崎 武 彦
2	秋田県市長会事務局課長	鈴 木 勉
3	秋田県市長会事務局参事	佐 藤 修
4	秋田県町村会事務局長	水 谷 津
5	秋田県町村会事務局業務課長	遠 藤 正 人
6	鹿角広域行政組合事務局長	渡 部 勉
7	能代山本広域市町村圏組合事務局長	袴 田 功
8	秋田周辺広域市町村圏協議会事務局主席主査	成 田 豊
9	本荘由利広域市町村圏組合事務局長	長谷川 聡
10	大曲仙北広域市町村圏組合副管理者	小 松 英 昭
11	湯沢雄勝広域市町村圏組合事務局長	藤 田 勝 志

秋田県

No.	役 職 名	氏 名
1	知事	佐 竹 敬 久
2	副知事	堀 井 啓 一
3	副知事	中 島 英 史
4	教育次長	太 田 政 和
5	警察本部長	森 末 治
6	理事	前 川 浩
7	総務部長	名 越 一 郎
8	総務部危機管理監(兼)広報監	出 口 廣 晴
9	企画振興部長	妹 尾 明
10	企画振興部次長	高 橋 能 成
11	あきた未来創造部長	湯 元 巖
12	観光文化スポーツ部長	佐々木 司
13	健康福祉部長	保 坂 学
14	生活環境部長	高 橋 修
15	農林水産部長	齋 藤 了
16	農林水産部森林技監	眞 城 英 一
17	産業労働部長	水 澤 聡
18	建設部長	小 川 智 弘
19	会計管理者(兼)出納局長	鎌 田 雅 人
20	鹿角地域振興局長	畠 山 勇 人
21	北秋田地域振興局長	渡 辺 雅 人
22	山本地域振興局長	小 坂 純 治
23	秋田地域振興局長	小 野 一 彦
24	由利地域振興局長	信 田 隆 善
25	仙北地域振興局長	草 薨 作 博
26	平鹿地域振興局長	舩 屋 修 美
27	雄勝地域振興局長	深 井 力
28	市町村課長	小 西 弘 紀

会場配置図（市町村会館）

企画振興部次長
市町村課長
市町村課課員

教育次長、警察本部長、理事、
部局長、危機管理監兼広報監、
森林技監

副知事

市町村随行者

秋田県

市町村随行者

羽後町長

知事

仙北市長

にかほ市長

地域振興局（局長・担当者）

市町村随行者

美郷町長
大潟村長
井川町長
八郎潟町長
五城目町長
八峰町長
三種町長
藤里町副町長

北秋田市長
大仙市長
潟上市長
由利本荘市長
鹿角市長
湯沢市長
男鹿市長
大館市長

市町村随行者

県課長・担当者等

県課長・担当者等

上小阿仁村長

小坂町長

東成瀬村長

秋田市長

能代市長

横手市長

町村会

市長会

市町村随行者

広域行政組合

報道機関

出入口

出入口

出入口

秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

団体名 秋田県町村会

項 目 名	森林環境税（仮称）導入に伴う「新たな森林管理制度」の創設に係る協働について
提 案 要 旨	平成31年度から森林環境税（仮称）を財源として実施される新たな森林管理制度の創設は、豊富な森林資源を有し、林業・木材産業の成長産業化を推進する本県にとって極めて重要であることから、同制度に速やかに取り組むための体制づくり等について、県と市町村が協働で取り組む。
理 由 （背景等）	○ これまで森林関係行政については、都道府県が中心となっていて行っていたが、新たな制度では森林現場や所有者に身近な市町村が実施主体となって運用され、所有者が管理できない森林を、市町村を介して意欲と能力のある林業経営者に集約化し、条件不利で収益が見込めない森林は、市町村が管理する（森林バンク制度）など市町村に新たな役割が定められています。 ○ 今後、林地台帳の整備を進め、民有林の管理・整備を市町村が無理なく担うには、林務専門職員の育成や雇用、県のノウハウの提供などの支援が必要であるとともに、まずは県と市町村が連携して、新たな制度に関する勉強会・研修会の開催など、知識・技能等の情報共有が必要です。 ○ この森林環境税（仮称）の導入に伴う新たな制度について、速やかな運用が図れるよう、県と市町村が一体となって取り組むことにより、本県林業の生産性を高め、製材工場などの加工施設の大規模化・効率化の支援や、加工コストを低減し県産材の競争力を高めることに繋がります。 ○ 全国一の資源量を誇る本県市町村のスギ人工林は本格的な利用期を迎えており、この資源の循環利用を促進させ、林業・木材産業の成長産業化の実現を目指す本県にとって、試金石となる重要な制度であり、他県に先駆けて速やかに取り組む、軌を一にした（同じ方向性の下に）県と市町村の体制の整備（合同WG等）が必要です。

秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

部局名 企画振興部

項 目 名	人口減少の急速な進行を見据えた県と市町村の協働・連携、市町村間連携のさらなる強化について
提 案 要 旨	人口減少がこれまで考えられていたよりも急速に進むとの推計を踏まえ、従来取り組んできた機能合体等、県と市町村の協働・連携について新たな取組を構築するほか、市町村間においても施策や事業に一体的に取り組むなどソフト面の連携を強化する。また、行政サービスの維持にかかる市町村間連携や実証的な取組等の構築を、県と市町村が協力して進める。
理 由 (背景等)	○ 平成 22 年度から地域振興局とのワンフロア化や地方税滞納整理機構の設置など県と市町村の機能合体に取り組むとともに、平成 25 年度から「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」を設置し、道路・橋梁の維持管理や生活排水処理事業運営等について作業部会において検討を行いながら実践に移してきた。 ○ 一方、国立社会保障・人口問題研究所が今年 3 月に発表した将来推計人口によると、本県の人口は前回推計より減少幅が大きくなっており、将来の地域経営に不安を生じさせている。 ○ このため、県としては市町村間連携を含む多様な連携の構築に向けて、場を設けるとともに、積極的に踏み込んで様々な提案を行っていきたいと考えている。

人口減少の急速な進行を見据えた県と市町村の協働・連携、
市町村間連携のさらなる強化に向けた県の取組について

平成30年5月22日
秋田県企画振興部

人口減少がこれまでの想定よりも急速に進むとの推計を踏まえ、県は次に取り組むことにより市町村への提案につなげ、県と市町村、市町村間連携のさらなる加速化を図る。

① 県と市町村との協働・連携

新たな取組の構築に向けて全庁的な再点検と対象となる事務（義務的な事務のほか産業や観光分野等の施策・事業レベルの事務を含む）の掘り起こしを行う。

② 市町村間の連携

①の取組を踏まえて、次のとおり市町村間の連携を進めていく。

- ・ 市町村の基礎的な事務や施策・事業の実施に係る水平補完の取組の構築に向けて市町村の意向等を確認。
- ・ 市町村施設の市町村間連携による相互利用について、県民等への情報提供。
- ・ 県内3地域等において、それぞれテーマを設定し連携の可能性を市町村と検討する場の設置。
- ・ 市町村間連携の実証的な取組の検討。

※ ①②については、「基礎的事務の共同化による効率化」や「それぞれが強みを持つ行政サービス・行政資源を活かした役割分担」、「機能の相互補完」、「市町村境を越えたサービスの共同提供・事業の共同実施」等の視点を持ちながら進める。

健康寿命日本一に向けた取組に関する依頼事項

平成30年5月22日

健康福祉部

健康寿命日本一に向けて、秋田県健康づくり県民運動における各市町村の「健康宣言」に関する取組を引き続き推進していただくとともに、県、市町村が協働し、住民の健康意識を高め、行動変容を促す環境を整備する必要がありますので、次の事項について、御協力をお願いします。

1 運動施設及び健康教室等への他市町村住民の利用・参加の拡大

各市町村が管理する運動施設の広域的な利用や、健康教室への他市町村住民の参加など、住民の利便性の向上や交流促進に向けた体制の整備

2 県への健康づくりに関する情報提供

県による、ウェブサイト、SNS、広報紙等を活用した住民の健康づくりに役立つ情報提供の開始（7月頃）に合わせ、市町村で実施する健康イベント等の情報提供

3 「健康秋田いきいきアクションプラン」の広報

各市町村の広報紙、健康教室、特定健診等を活用した、健康づくり県民運動の基本計画「健康秋田いきいきアクションプラン」の周知

4 健康ポイント制度の導入

- （1）国保の保険者努力支援制度のインセンティブ事業の一つとして、市町村、医療保険者による健康ポイントの実施
- （2）県が実施する、健康ポイント導入支援セミナー及び全県的なプラットフォームの必要性等に関する意見交換会への参加

5 庁舎及び公共施設における禁煙の推進

市町村における庁舎及び公共施設における敷地内禁煙又は庁舎内禁煙の実施

※ 県では、10月より県庁舎の敷地内禁煙を実施する予定

ツキノワグマの被害防止対策について

平成30年5月22日
生活環境部

資料4

【昨年度の状況】

- 20名の人身被害が発生(死亡1名、重傷6名、軽傷13名)
- クマの目撃件数は、1,303件と前年度の869件から更に増加し、過去最多
- 総捕獲数は、834頭で過去最多、うち、有害捕獲が793頭
- 農林水産物の被害額は、32,004千円、前年度比40%増

【被害発生背景】

- 里山の高林齢化や耕作放棄地の増加で、生息適地が増加
- クマの危険性が高い地域であっても、山菜採り等の入山者が絶えない状況
- 中山間地域の過疎化、高齢化で、クマに対する防除力が低下
- クマ出沒に対処できる狩猟者の減少

【課題】

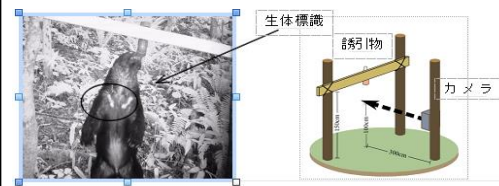
- クマの出沒や人身被害に即応できる被害防止体制の整備
- クマの危険性の県民への迅速な周知
- 人身被害が発生した場合の入山規制等の措置
- クマを捕獲できる狩猟者の確保と技術の向上
- クマの出沒抑制と農作物被害防止対策の実施

秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第4次ツキノワグマ) 平成29年度～平成33年度

《被害対策1》

被害防止体制等の整備

- **クマ被害防止連絡会議の設置**
全県の国・県・市町村・県警・関係団体からなるクマ被害防止連絡会議を設置し、クマの被害防止対策を徹底する。
- **緊急対策会議の設置**
人身被害等が発生した場合には、迅速かつ適切に対処するため、当該地域の国・県・市町村・県警・関係団体からなる緊急対策会議を設置する。
また、状況に応じて、隣県や隣県の市町村等とも連携する。
- ◎ **有害捕獲許可の権限移譲**
人身被害の発生のおそれがあり、緊急的に捕獲が必要な場合に限り、市町村に許可権限を移譲。
- **カメラトラップを用いたクマの生息調査**
生息数をより高い精度で推定するための調査を実施する。



《被害対策2》

県民に対する注意喚起

- **出沒警報制度の創設**
クマの出沒や事故の発生、ブナやナラの実などの堅果類の豊凶等の状況に応じて、県がクマ出沒注意報・警報を発令する制度を創設し、県民にクマの出沒の危険度を正しく伝え、事故を防止する。
- **多様な手段を活用した県民への周知**
春と秋の年2回、注意喚起のチラシを配布し、クマに対する注意を促す。
出沒警報制度の創設に伴い、注意報、警報を出した場合は、チラシを配布する。
また、県のウェブサイト、県・市町村の広報紙、マスコミ等も活用し、県民への周知を徹底する。
県警察本部と連携し、最新の目撃情報を県のウェブサイトで公開する「ツキノワグマ情報」の表示機能を追加充実させ、予防対策に活用する。

◎スマートフォンでの目撃情報表示



《被害対策3》

人身被害等への対応

- **県警によるパトロールの強化**
人身被害等が発生し、引き続き事故の発生が予見される場合には、県警によるパトロールの強化や検問を実施し、被害の拡大を防ぐ。
- **迅速な入山禁止等の措置**
死亡事故等が発生した場合の入山禁止、道路閉鎖等を関係機関と協力して迅速に実施する。
- **迅速なクマの駆除**
人身被害等が発生するおそれがある場合には、市町村に駆除を要請するとともに、市町村における迅速な駆除を支援する。
- **ツキノワグマDNA等分析業務**
重大な人身被害に対応するため、加害個体識別等の分析を行う。

また、出沒する箇所注意喚起看板を迅速に設置する。

- ◎ クマの生態や対応方法の理解を図るため、県民向けの出前講座を実施する。

《被害対策4》

狩猟者の育成・確保

- **狩猟者の育成強化**
クマを捕獲できる狩猟者を育成強化するため、経験が浅い狩猟免許取得者を対象に、捕獲に関する講習会・実習等県内3カ所で計45名を対象に開催する。
- **狩猟者の確保**
狩猟の魅力を伝えるフォーラムを開催するほか、狩猟免許試験については、受験しやすいよう土日に実施する。
- **秋田県猟友会への支援**
狩猟者の狩猟技術向上と事故の未然防止を図るため、秋田県猟友会が行う講習事業に助成する。
- **狩猟免許等取得支援**
有害駆除等に従事する人材を確保するため狩猟免許取得や散弾銃購入等を支援する。
 - ・狩猟免許等取得支援(上限5万円、支援対象者数50名)
 - ・散弾銃購入支援(上限5万円、支援対象者数50名)
 - ・ライフル銃購入支援(上限7万円、支援対象者数20名)

《被害対策5》

クマ出沒抑制と農作物の被害防止

- **市町村被害防止計画の策定と事業活用**
市町村等に対し、国の支援事業を活用し、クマが出沒しやすい果樹園等への電気柵の設置やクマの有害捕獲等を適切に実施できるよう支援する。
また、市町村等を対象に、被害を未然に防止するため、生態や具体的な対策等に関する研修会を開催する。
- **森林整備の促進**
クマの生息域となる里山の高齢な広葉樹林の更新や、間伐等の森林整備を促進することにより、クマが人里に出沒しにくい環境にする。
- **クマの餌の除去**
県のウェブサイトや市町村等を通じて、県民に放任果樹園対策、家畜飼料の保管管理等について周知を図る。

《被害対策6》

人里への出沒対策

- ◎ **ゾーニング管理の推進**
集落や住宅地等での人とクマの軋轢を軽減していくため、県内数カ所でゾーニング管理を推進し、その効果を検証、全県域への普及を図る。

県民の安全・安心の確保

ビジョンの構成

第1編 ビジョンの策定にあたって

□計画の位置付け

- ・「秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例」に基づく基本計画
- ・「第3期元気プラン」を補完し、農林水産業全体を網羅する基本計画

□実施期間 平成30～33年度（4年間）

□農林水産業を取り巻く情勢

□第2期ビジョンの成果と課題、今後の推進方針

第2編 ビジョンの目指す姿

第3編 施策展開

□ビジョンの実現に向けた7つの施策を展開

- 1 秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成
- 2 複合型生産構造への転換の加速化
- 3 秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用
- 4 農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化
- 5 「ウッドファーストあきた」による林業・木材産業の成長産業化
- 6 つくり育てる漁業と広域浜プランの推進による水産業の振興
- 7 地域資源を生かした活力ある農山漁村づくり

※元気プランと同じ施策体系とし、観光文化スポーツ部（秋田うまいもの販売課）の施策の一部を取り込み構成

第4編 「新時代を勝ち抜く！攻めの農林水産業発展プラン」 【重点プロジェクト】

□農林水産業を巡る情勢の変化に的確に対応するため、喫緊に取り組むべき課題を抽出し、新たな視点による施策を集中的かつ機動的に実施

第5編 主要指標「農林水産業の展望～10年後の姿～」

産出額（農業、林業、漁業）、農林漁家戸数、農地、労働力（農業就業人口、林業・漁業従事者数） など

第6編 経営モデル（営農類型）

□力強い経営体の育成に向けた営農類型・経営指標 ・個別経営体、法人経営体（30類型）

第7編 参考資料

用語解説、目指す成果（指標）一覧 など

ビジョンの目指す姿

- 国の農政改革等による産地間競争の激化や、人口減少を背景とした労働力不足など、社会情勢の変化への的確な対応による農林水産業の成長産業化
- 着実に成果が現れてきている「米依存からの脱却」、「複合型生産構造への転換」に向けたこれまでの取組をもう一段ステップアップし、本県農業の構造改革を実現
- 木材の新たな市場の開拓等による需要拡大や、川上から川下まで競争力の高い木材・木製品の安定的な供給体制の整備による全国屈指の木材総合加工産地としての更なる発展
- 「全国豊かな海づくり大会」等を契機として、本県水産業の魅力を全国に発信するとともに、リニューアルされる水産振興センター栽培漁業施設を活用したつくり育てる漁業の推進等による浜の活性化

主な数値目標

- 農業産出額（しいたけを含む）
(H27) 1,655億円 → (H33) 1,952億円 → (H37) 2,067億円
(内しいたけ43億円) (内しいたけ64億円) (内しいたけ67億円)
- 農業法人数（認定農業者）
(H28) 576法人 → (H33) 850法人
- 主要園芸品目の系統販売額
(H28) 160億円 → (H33) 212億円
- 畜産産出額
(H27) 352億円 → (H33) 411億円
- 全国に占める秋田米のシェア
(H27) 5.47% → (H33) 5.66%
- 6次産業化事業体販売額
(H27) 143億円 → (H33) 200億円
- 素材生産量（燃料用含む）
(H28) 1,470千^m → (H33) 1,700千^m
- スギ製品出荷量
(H28) 591千^m → (H33) 706千^m
- 海面漁業協同組合員1人当たりの漁業生産額
(H28) 2,880千円 → (H33) 3,170千円 など35指標

新時代を勝ち抜く！攻めの農林水産業発展プラン

<新たな視点>

- ・米政策の見直しなど国の農政改革、国際通商協定の締結による産地間競争の激化や、流通から販売にわたる構造改革への対応
- ・将来の人口減少を見据えた産業構造的な人手不足への対応
- ・ICTやAI、ロボット技術等を駆使した次世代型農林水産業の展開

① 複合型生産構造への転換に向けた取組のパワーアップ

□複合型生産構造への転換の加速化

- ・メガ団地等大規模園芸拠点、大規模畜産団地の全県展開
- ・「しいたけ」や「えだまめ」など日本一を目指す園芸産地づくり
- ・中山間地域の資源を生かした特色ある農業の展開 など

□秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用

- ・秋田米をリードする新品種デビュー対策の推進
- ・販売を起点とした「秋田米生産・販売戦略」の推進
- ・産地づくりと一体となった基盤整備の促進 など

□企業とタイアップした国内外への流通・販売体制の強化

- ・中食・外食企業等との連携による流通・販売体制の構築
- ・ターゲットを絞った秋田の農林水産物の輸出促進 など

② 人口減少社会を見据えた多様な担い手・労働力確保

- ・次代を担う農林水産業の担い手の確保・育成
- ・多様なルートから秋田に呼び込む移住就業の促進
- ・農業労働力を安定的に確保する仕組みづくり など

③ 先端技術の活用による次世代型農林水産業の確立

- ・ICT等を活用した野菜・花きの施設園芸の最適な生育環境を自動制御する新技術の実証・普及
- ・ICT導入による超低コスト稲作経営の展開
- ・丸太の生産企業と加工企業等との情報共有を図る木材クラウドの構築・運用
- ・精度の高い漁獲情報と情報伝達システムによるハタハタ資源管理の徹底 など

【報告事項】コンパクトなまちづくりに関する取組について

平成30年5月22日

建設部

1. 背景

人口減少や高齢化に対応したコンパクトなまちづくりを進めるため、国土交通省では、平成26年に都市再生特別措置法を改正し、都市機能や居住を都市の中心拠点や生活拠点、その周辺などへ集約・誘導を図る立地適正化計画制度を創設した。

2. 立地適正化計画の策定状況（H30. 5. 1現在）

	全国	東北	秋田
具体的な取組を行っている市町村	407	39	5
上記のうち、計画を策定・公表している市町村	161	15	3

※県内状況：〔H29策定済み〕秋田市、大仙市、湯沢市〔H30策定予定〕大館市、横手市

3. 国による支援等

○立地適正化計画に適合する事業等に対する重点配分と補助率の嵩上げ

【社会資本整備総合交付金のうち、重点配分・補助率の嵩上げがある事業】（抜粋）

- ・都市再生整備計画事業：40%→45%
- ・市街地再開発事業：1/3→2/5
- ・都市・地域交通戦略推進事業：1/3→1/2

○公共施設等適正管理推進事業債（立地適正化事業）の拡充

【公共施設等適正管理推進事業債（立地適正化事業）の概要】

- ・対象事業：立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業
- ・事業期間：平成29年度～平成33年度（5年間）
- ・充当率等：充当率90%、地方交付税措置率30～50%（財政力に応じて引き上げ）

4. 県の取組

○県では、市町村と協働のもと研究会等を実施し、立地適正化計画制度を活用した都市のコンパクト化を推進している。また、まちづくり関係者等とワークショップなどを開催し、まちの再生や賑わいの創出に取り組んでいる。

【平成30年度の取組内容】

- ・立地適正化計画策定に向けた研究会等の実施
（参加市町村：鹿角市、大館市、秋田市、大仙市、仙北市、横手市、湯沢市）
- ・賑わいづくりワークショップの開催（鹿角市、大館市、横手市）
- ・官民協働による講習会等の開催（まちづくりに携わる民間事業者や行政等を対象）

○立地適正化計画は、様々な行政分野との連携が必要なことから、県と市町村が一体となった取組が重要であり、関係市町村においては、今後も積極的な参画・協力をお願いする。

県警察の重点取組事項に関する協力依頼等について

平成 30 年 5 月 22 日
秋 田 県 警 察 本 部

協力依頼等事項	1 産学官民の連携強化 2 高齢者の運転免許証返納に係る地域公共交通の確保 3 防犯カメラの設置促進
協力依頼等要旨	1 現下の厳しい治安情勢や人口減少・少子高齢化の進行といった環境の変化に的確に対応するため、限られた警察資源を有効に活用しながら、県警察運営の基本方針である「安全で安心な秋田を守る力強い警察」～県民に寄り添い県民とともに～の実現に向けて、警察活動の各分野において産学官民の連携強化を図る。 2 高齢運転者の自動車運転免許証自主返納の促進により、自主返納後に高齢者の交通手段となる地域公共交通の更なる確保や利便性について協力を依頼する。 3 市町村による街頭防犯カメラの継続的な設置を要望する。
理 由 (背景等)	1 産学官民の連携強化 (1) 現状 公共の安全と秩序の維持という警察の責務は、県民から負託されたものであり、この責務を果たすために「安全で安心な秋田を守る力強い警察」～県民に寄り添い県民とともに～を秋田県警察運営の基本方針としているところである。 県警察の運営等に関し、県内の有識者からなる「秋田県警察の機能強化を考える会」から昨年 9 月に受領した提言は、県警察が治安情勢及び社会情勢の変化に的確に対応し、県民の安全・安心を確保するために目指すべき方向性として「産学官民の連携強化」を含む四項目を挙げている。 (2) 方針 県民の安全・安心の確保は、警察だけでは到底なし得ないことであり、社会全体で取り組む必要がある。県警察では、この提言を基に秋田県警察機能強化プランを策定するに当たり、「産学官民の連携強化」を柱の一つに据え、自治体、関係機関・団体、地域住民との連携をこれまで以上に強化することとしている。 2 高齢者の運転免許証返納に係る地域公共交通の確保 (1) 現状 平成 29 年中の交通事故死者 30 人中、高齢死者は 20 人と全体の

66.7 パーセントを占めており、また、高齢者が第1当事者となる死亡事故は12件（12人）で、そのうち軽車両を除く車両運転中の死亡事故は10件（10人）と83.3パーセントを占めている。

警察では、看護師の資格を有する運転適性相談員の配置による相談体制の充実や運転免許センターにおける運転免許証自主返納の日曜日の取扱い、代理人申請の受理、交番・駐在所による受理等の自主返納しやすい環境づくりとともに、自主返納した65歳以上の高齢者が「運転経歴証明書」を提示することによって、各種割引等を受けることができる支援を各事業所に依頼し、県内25市町村全てでサービス店の賛同を得ているものの、運転免許証返納後の代替交通手段の整備と更なる利便性向上が重要な鍵となっている。

（2）協力依頼事項

各市町村においては、地域公共交通網形成に関し「中・長期的な計画による整備」や、利用者の目線に立った「地域公共交通マップ」の作成など、様々な対策を行っていただいている中、今後も引き続き、運転免許証を自主返納した高齢者の交通手段の更なる確保と、利便性について協力を依頼する。

3 防犯カメラの設置促進

（1）現状

全国的に刑法犯の認知件数は減少しているが、昨年3月、石川県では下校中の女子高校生がバス停から連れ去られて殺害され、千葉県では、通学途中の女子小学生が子供の見守り活動に従事していた保護者会の会長に殺害されるという事件が立て続けに発生し、社会に大きな衝撃を与えた。

県内においては、刑法犯の認知件数は年々減少しているものの、その一方で、子供・女性を対象とする強制わいせつ、迷惑防止条例違反等の犯罪は年間100件を超え、不審者等による前兆事案も年間350件余りと、極めて憂慮すべき治安情勢にある。

子供・女性の安全対策については、人の目による対策には限界があることから、警察では、街頭防犯カメラの設置を促進しており、平成27年度からの3年間で69台設置するに至った。

また、これまで県内の市町村に対して、街頭防犯カメラの設置を依頼したところ、平成27年以降、全市町村で計136台設置するに至り、中には、自治体の補助金を受けて地元商店街が街頭防犯カメラを設置するなど、県民の防犯意識は着実に向上している。

（2）協力依頼事項

県内では、犯罪多発場所であるにもかかわらず、いまだ街頭防犯カメラが設置されていない場所も多く、駅や学校周辺、通学路等の安全を確保するためにも、今後も各自自治体の協力の下、継続的に街頭防犯カメラを増設していく必要がある。

秋田県・市町村協働政策会議における協議結果のフォローアップについて

平成30年5月22日

企画振興部

平成29年11月24日に開催されたこの会議において県から提案のあった事項について、現在、次のような取り組みが進められている。

県の提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
1 保育料助成制度等の拡充について 少子化対策の更なる強化を図るため、県と市町村が協働で実施している保育料助成制度等（すこやか子育て支援事業）について、平成30年度当初からその拡充を実施する。 【事業の拡充内容】 （1）保育料助成の拡充 ①平成30年4月2日以降に第2子が生まれた世帯の第2子の保育料を全額助成（世帯年収約640万円まで） ②平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降の保育料を1/2助成（世帯年収約640～930万円まで） （2）助成対象サービスの拡充 平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯に対し、未就学期	保育料助成制度拡充の実施にあたっては、各市町村の実態に即した方法を採用できることとし、市町村事務においてなるべく効率化や軽減が図られるよう県として配慮していく。 また、2019年度から始まる幼児教育・保育の無償化に向けた国の動向も注視しつつ、今回の制度拡充により、本県の最重要課題である少子化、人口減対策に対し、県と市町村が協働で子育て支援に関する取組をさらに進めていく。	【担当：あきた未来創造部】 保育料助成制度拡充の実施については、市町村の御意見を踏まえ、新設の助成事業の対象を、市町村の実態に応じて幅広く設定できるようにするとともに、事務についても柔軟に対応できるよう配慮している。 子育て支援事業の推進については、これまでの保育料助成事業の検証が必要と考えていることから、今後、市町村と協働で、利用者に対するアンケート調査や、子育て世代全体に対しての意識調査を実施する予定であり、それらを今後の事業に活かしていく。

間における、一時預かり事業等の利用料を年15,000円を上限に助成(所得制限なし)																							
2 今後のツキノワグマ被害防止対策について 平成30年度のクマの出没状況等を踏まえ、市町村と調整を図りながら、被害防止対策を強化する。 【新たに取り組む被害防止対策】 (1) ゾーニング管理の促進 - クマの出没が多い地域等において、クマの生息域と県民の生活圏をゾーンで区分し、そのゾーン毎に県、市町村、住民団体等が役割分担しながら管理する仕組みの導入を進める。 (2) 緩衝帯や電気柵の設置 - クマが出没している都市公園や野外学習施設、学校等について、県や市町村等の施設設置者が、必要に応じて、草木の刈り払い等による緩衝帯の設置、クマの侵入を防止する電気柵の設置を進める。 (3) 市町村への有害捕獲許可の権限移譲 - 平成30年度からの有害捕獲を迅速に実施するため、希望する市町村への許可権限の移譲を進める。	県内におけるクマの目撃件数が昨年度を上回り、住宅地や学校・公園等においても出没していることから、県は、市町村の理解や協力を得ながら、新たに「ゾーニング管理の促進」や、「緩衝帯・電気柵の設置の推進」、「有害捕獲許可の市町村への権限移譲」に取り組み、ツキノワグマ被害防止対策の強化を図っていく。	【担当：生活環境部】 (1) ゾーニング管理の促進 「秋田県ツキノワグマゾーニング管理指針」を平成30年3月に定め、4月に「美の国あきたネット」にアップした。 - あらかじめ要望があった5地区(鹿角市小平、夏井、中新田地区、北秋田市杉山田地区、大館市中山地区)をモデルとし今年度実施。 5月末までに地区指定を行い、その後、アドバイザーによる集落環境診断を受けながらゾーニング計画書を策定し、地域にあった被害防除対策を行う。 (2) 緩衝帯や電気柵の設置 - 専門家の意見を踏まえ、5月末までに、クマが多く出没する可能性のある次の施設に緩衝帯や電気柵を設置。 <table><tr><th>施設名</th><th>工 法</th><th>規 模 等</th></tr><tr><td>県立小泉瀉公園</td><td>緩 衝 帯</td><td>26,200 m²</td></tr><tr><td>県立中央公園</td><td>緩 衝 帯</td><td>26,900 m²</td></tr><tr><td>県立北欧の杜公園</td><td>緩 衝 帯</td><td>12,600 m²</td></tr><tr><td>環境と文化のむら</td><td>電 気 柵</td><td>2,070 m</td></tr></table> - 専門家の意見を踏まえ、次の施設については、当面施設利用者への注意喚起の徹底や従来の安全対策等を徹底。 <table><tr><th>施設名</th><th>対策の概要</th></tr><tr><td>田沢湖スポーツセンター</td><td>オリエンテーションを通じ、利用者への注意喚起を図る。</td></tr><tr><td>秋田県健康増進交</td><td>秋田市と連携した緩衝帯の設置を検討</td></tr></table>	施設名	工 法	規 模 等	県立小泉瀉公園	緩 衝 帯	26,200 m ²	県立中央公園	緩 衝 帯	26,900 m ²	県立北欧の杜公園	緩 衝 帯	12,600 m ²	環境と文化のむら	電 気 柵	2,070 m	施設名	対策の概要	田沢湖スポーツセンター	オリエンテーションを通じ、利用者への注意喚起を図る。	秋田県健康増進交	秋田市と連携した緩衝帯の設置を検討
施設名	工 法	規 模 等																					
県立小泉瀉公園	緩 衝 帯	26,200 m ²																					
県立中央公園	緩 衝 帯	26,900 m ²																					
県立北欧の杜公園	緩 衝 帯	12,600 m ²																					
環境と文化のむら	電 気 柵	2,070 m																					
施設名	対策の概要																						
田沢湖スポーツセンター	オリエンテーションを通じ、利用者への注意喚起を図る。																						
秋田県健康増進交	秋田市と連携した緩衝帯の設置を検討																						

		流センター	する。
		大館能代空港	当面パトロールによるクマ対策を実施していく。
		少年自然の家（大館・岩城・保呂羽山）	設置範囲が長大になるため、電気柵は設置せず、従来の安全対策（爆竹の活用）を今後も徹底していく。
		(3) 市町村へのクマの有害捕獲許可の権限移譲 - 平成29年11月30日に市町村及び地域振興局の担当者説明会を開催し、「人への被害を防止する目的」で捕獲を行う場合に限り市町村に捕獲許可権限を移譲するとした説明を行った。 12月1日付けで各市町村へ権限移譲に係る意向調査を行ったところ、全市町村（25市町村）からクマの有害捕獲許可事務を受け入れる意向が示された。 - これを受け、2月14日に説明会を開催し、市町村と地域振興局に具体的な許可事例等について説明した。 3月23日付けで各市町村と各地域振興局との間で事務引き継ぎが行われ、4月1日から市町村での許可事務を実施している。	